

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

公益法人別の調査状況を初めて公表

Q : 公益法人の組織区分別の調査状況が公表されたそうですが、不正発見割合が高いのは何法人でしょうか。

A : 学校法人の法人税調査での不正発見割合が13.5%、源泉所得税調査による非違割合が78.6%と、ともにワースト1です。

【解説】

国税庁では平成12事務年度（平成12年7月～平成13年6月）の公益法人の課税事績をとりまとめました。

普通法人と同様の営業活動を行っても、軽減課税が適用される公益法人は、税制優遇措置の見直しなど、年末にかけての税制改正の俎上にのぼることが多々あります。公益法人というと、不正にばかり目が奪われますが、不正発見割合でみると、全体の法人が21.7%あるのに対して、公益法人が一番高い学校法人でも13%台とそんなに高いものではないと、国税庁では説明しています。

今回公表された学校法人の調査事例では、ある学校法人が、物品販売業（購買）、料理飲食業（学生食堂）といった収益事業があり、申告義務の認識はしていたものの、収益事業が赤字であることを理由に、税務署からの再三の申告書提出しようようにも応じず無申告であったため、調査に入った結果、法人税を免れるため、収益事業と非収益事業の間の費用配分を毎年操作し、収益事業を赤字に偽装していたことが判明しています。不正所得金額は6,100万円、2,000万円が追徴されています。

